

高知県県有施設太陽光発電設備整備事業 公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

高知県県有施設太陽光発電設備整備事業

(2) 事業の目的

現在、高知県では、「高知県脱炭素社会推進アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）において、全庁を挙げて県内の脱炭素化に向けた取組を進めており、アクションプランの柱3「オール高知での取組の推進」においては、県庁自身の脱炭素化（県の率先垂範）として、県有施設への太陽光発電設備の導入をKPIに設定の上、重点施策へと位置づけている。

そこで、PPA方式を採用することで、工事費用を抑えつつ短期間で多数の施設へと太陽光発電設備を導入し、県有施設における温室効果ガス排出量の削減を図る。また、県が率先垂範することで、県内の脱炭素に向けた気運醸成を図り、脱炭素社会の実現に向けた推進を図る。

(3) 事業内容

別添仕様書のとおり

(4) 事業場所

別添仕様書のとおり

(5) 事業期間

別添仕様書のとおり

(6) 適用補助

本事業は、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用することから、事業の実施にあたっては、環境省が定める地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和7年3月10日 環地域事発第2503102号）に従うこと。なお、補助額は設備設置費用の1／2以内とし、提案にあたっては、整備費用及び補助額を明記すること。

※補助上限額（施設全体の合計）：111,775千円

※補助金交付要綱は、県が別途定める。

2 上限単価

30.2円／kWh（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

別途定める「高知県県有施設太陽光発電設備整備事業公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置する。

4 契約等の相手方の決定方法

提出された企画提案書と参加者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、厳正かつ公正な審査を行い、協定の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

事業の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにし、必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。

この交渉が整ったときには、候補者は、高知県県有施設太陽光発電設備整備事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）（別添参照）第7条に基づき、県に補助金の交付申請を行います。県は、交付要綱第9条に基づき、交付申請書類を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、交付決定を行います。

その後、協定（別添協定書案参照）の締結の手続きに進み、当該協定に基づく電力供給契約を各県有施設と締結します。

なお、上記の業務の履行に関する交渉が、候補者選定後の7日以内（予定）に整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

なお、共同企業体（複数の事業者が協同連帶して業務を実施する事業体）で参加する場合には、全ての構成員が（1）から（11）までの要件を満たし、共同企業体総体で（12）の要件を満たしている必要があります。

- （1）高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（又は契約締結時までに登録が予定されている）者であること。
- （2）「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）」第167条の4の規定（別紙1-1）に該当しない者であること。
- （3）「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- （4）「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者（別紙1-2）に該当しない者であること。
- （5）本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- （6）本店及び県内に所在する営業所等が国税を滞納していないこと。

- (7) 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者（共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。）であること。応募申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。
- (8) 日本国内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。
- (9) 企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- (10) 過去 10 年度の期間において本事業と類似の事業履行実績を有すること。
なお、類似の履行実績とは、民間も含めた太陽光発電設備設置事業の採用実績（事業完遂ではなく、太陽光発電設備の設置が完了し、発電した電気が供用開始に至ったもの）を指し、高圧・低圧設備を問わない。共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率 20%以上の場合のものに限る。
- (11) 以下のいずれの項目にも該当しないこと。
ア 契約を締結する能力を有しない者
イ 破産者で復権を得ない者
ウ 自治体との契約等において、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後 3 年を経過した者については、この限りでない。
エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続きの開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りでない。
オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動へ関与が認められる者
- (12) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士
・第一種、第二種又は第三種電気主任技術者
上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。

6 説明会

日程：令和7年8月29日（金）10時から（1時間程度を予定）

場所：オンラインにより開催（Zoom）

※ZoomのURLやミーティングID等は参加申込者にお知らせします。

特記：別紙様式1により、令和7年8月22日（金）12時までに、FAX又は電子メールでお申し込みのうえ、必ず電話により着信を確認してください。

7 質疑と回答

質疑は令和7年10月10日（金）12時までに別紙様式2により持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）、FAX又は電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、必ず電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は、令和7年10月17日（金）までに環境計画推進課ホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030000/030901/>）に随時掲載します。

※質疑先のメールアドレス 030901@ken.pref.kochi.lg.jp

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、参加申込書（別紙様式4）に資格要件の確認書類（別紙様式5、様式6、その他の必要書類）を添えて申込みをしてください。申込みに当たって提出する書類を次に示します。

（1）提出書類

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数	備考
4	参加申込書	A4縦	1部	代表法人が提出すること
5	法人概要書	A4縦	1部	代表法人が提出すること
6	施工実績	A4縦	1部	構成員のうち1社の実績を記入すること
—	施工実績（様式6）に記載した類似事業の契約書等の写し（契約が証明できる部分のみの写しで良い）	A4縦	1部	個人情報が掲載されている箇所は黒塗りやアルファベットへの置換等で対応してもよい
—	一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し	A4縦	1部	構成員のうち1社の提出で構わない
—	履歴事項全部証明書	A4縦	1部	登記完了次第提出すること。構成員全員の書類を提出すること。発行日から1年未満のものであること

－	賃借対照表及び損益計算書(直近3カ年分、勘定科目内訳明細書含む)	A4縦	1部	代表法人が提出すること。設立から3年未満の場合は、提出可能な分のみの提出で構わない
－	納税証明書(写し) 国税（法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書その3の3）	A4縦	1部	構成員全員の書類を提出すること。発行日から3ヶ月以内のもので、直近の納期限が到来しているもの（3ヶ月以内であっても、発行日以降に予定申告や確定申告等がなされている場合は、最新のもの）を提出すること
－	納税証明書(写し) 都道府県税（法人県民税、法人事業税の納税証明書（未納の税額がないことが分かる書類））	A4縦	1部	構成員全員の書類を提出すること発行日から3ヶ月以内のもので、直近の納期限が到来しているもの（3ヶ月以内であっても、発行日以降に予定申告や確定申告等がなされている場合は、最新のもの）を提出すること
－	共同企業体に関する協定書の写し（共同企業体で参加する場合に限る）	A4縦	1部	代表法人が提出すること

（2）提出期限等

①提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

②提出期限

令和7年9月4日（木）12時（必着）

③提出先

〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号

高知県林業振興・環境部環境計画推進課

担当者：森田、遠山 TEL：088-821-4841

（3）資格要件の確認等

高知県林業振興・環境部環境計画推進課において、提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和7年9月11日（木）までに申込者（共同企業体の場合は代表構成員）へ電子メールにて通知します。

参加資格を有すると認めた申込者に対して、企画提案書の提出を要請するとともに、下記参考資料を交付します。なお、県が保有する資料について下記参考資料以外で必要な資料がある場合は、県に要求することとし、県の判断において必要と認める場合は閲覧又は交付します。

【参考資料】

設置候補の施設図面、構造計算書、単線結線図、令和6年度の電力需要量データ（30分間値）など

※ただし、提供する資料の有無は、各施設候補場所で異なる。

（4）資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者（共同企業体の場合は代表構成員）に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して2日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。
- ② 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

9 候補施設見学

日時：令和7年9月22日（月）9時～令和7年10月10日（金）17時の平日（除外日あり）の予定です。

別紙様式3により施設見学の希望があったものに対し、詳細を通知します。なお、参加申し込み書の受付順で応募者の希望を優先し調整することとし、施設見学に当たっては、環境計画推進課及び施設管理者の指示に従うこと。

施設見学の有無はプロポーザルの評価には影響しない。

※会場の都合により1参加者当たり3名までの参加とします。

※8（3）の参考資料以外で必要な資料を要求し、県が認めた場合の閲覧を施設見学の際に行う場合がある。

様式3提出期限：令和7年8月29日（金）17時

10 企画提案書の作成

別途定める「高知県県有施設太陽光発電設備整備事業公募型プロポーザル提案書作成要領」のとおり。

11 審査

別途定める「高知県県有施設太陽光発電設備整備事業公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

12 審査結果

審査結果は、候補者決定後、全ての参加者に文書で通知します（11月中旬予定）。なお、審査結果は高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

13 主な日程

令和7年8月 7日（木）	募集開始
令和7年8月 22日（金）	説明会参加申込書の提出締切り
令和7年8月 29日（金）	説明会（オンライン）
令和7年9月 4日（木）	参加申込及び資格確認書類提出締切り
令和7年9月 22日（月）～令和7年10月 10日（金）	候補施設見学
令和7年10月 24日（金）	企画提案書の提出締め切り
令和7年11月上旬	審査委員会（予定） (提案者によるプレゼンテーションを実施)
令和7年11月中旬	審査結果通知（予定）

14 提出書類の取扱い

（1）提出された書類は返却しません。

（2）提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限ります。）します。

（3）提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があつた場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第6条第1項第4号(別紙1-3)の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式7により提出してください。

ただし、開示・非開示の判断は別紙様式7に基づき行うものではなく、別紙様式7を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

（4）契約者以外の企画提案の内容については、参加者の承諾なしに利用することはできません。

15 問合せ先

高知県林業振興・環境部環境計画推進課

担当者：森田、遠山

TEL 088-821-4841

FAX 088-821-4530

E-mail 030901@ken.pref.kochi.lg.jp

16 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- ① 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ② 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③ 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ④ 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑤ プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月10日高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

17 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。なお、辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。

地方自治法施行令＜抜粋＞
(昭和二十二年五月三日政令第十六号)

最終改正：平成二六年一〇月二九日政令第三四五号

(一般競争入札の参加者の資格)

第一百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程 <抜粋>

(平成 23 年 3 月 10 日高知県訓令第 1 号)

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の意義は、高知県暴力団排除条例において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(5) 排除措置対象者 国からの通達等において特別の定めがあるものを除き、次に掲げるものをいう。

ア 暴力団

イ 暴力団員

ウ 暴力団員等

エ アからウまでに掲げるもの以外のものであって、次のいずれかに該当するものとして知事が認めるもの

(ア) 役員等が暴力団員等に該当するもの

(イ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を雇用し、又は雇用しているもの

(ウ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

(エ) 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

(オ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

(カ) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(キ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているものの

(ク) (ア)から(キ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

高知県情報公開条例 <抜粋>

(平成2年3月 26 日高知県条例第1号)

(公文書の開示義務)

第 6 条 実施機関は、前条の規定に基づく開示の請求(以下「開示請求」という。)があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、当該公文書を開示しなければならない。ただし、第2号に掲げる情報(死者に関するものに限る。)にあっては、実施機関が定めるところによる場合は、この限りでない。

(4) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この項において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報